

# 平成14年度 包括外部監査結果報告書

選定した特定の事件（テーマ）

平成13年度における下記の区立特別養護老人ホーム  
（併設施設を含む。）の管理運営委託について

対象とする施設

第一特別養護老人ホーム（グリーンハイム荒川）

第二特別養護老人ホーム（サンハイム荒川）

第三特別養護老人ホーム（花の木ハイム荒川）

平成15年3月

荒川区包括外部監査人



# 包括外部監査の結果報告書

## 目 次

### 第1 外部監査の概要

1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4	監査対象期間	1
5	外部監査の方法	2
	(1) 外部監査の目標	2
	(2) 主な監査手続き	2
6	外部監査の実施期間	2
7	外部監査人	2
8	外部監査人補助者の資格と人数	2
9	利害関係	2

### 第2 外部監査の結果

1	区立特別養護老人ホーム（併設施設を含む。）の管理運営委託業務の概要	3
	(1) 施設名及び事業内容	3
	(2) 委託方法	5
	(3) 委託料の支払及び還付等の実績	6
2	監査結果	10
	(1) 施設修繕、備品等購入の協議について	10
	(2) 固定資産の管理について	11
	(3) 管理規程の改定について	12
	(4) 第三特養施設の委託料の使用に関しての役務提供に対応しない支払退職金相当額の返還について	13
	(5) 第三特養施設の委託料の使用に関して、本部経費振替分等の返還について	13

### 第3 包括外部監査の結果報告に添えて提出する意見

1	介護保険制度導入後の予算管理と自主運営について	15
(1)	特別養護老人ホーム管理運営委託料の算定	15
(2)	通所サービスセンター管理運営委託料の算定	15
(3)	委託料予算額と実際支出額との比較	15
(4)	介護報酬収支内容	16
2	積立金の区への回収による経済的利益について	20
3	民営後の減価償却費の負担及び賃借料の関係について	21
4	通所サービスセンターの特養変換の検討について	22
5	収支予算書と実績報告書の様式の統一について	24
6	稼働率に関する意見について	24
(1)	特別養護老人ホーム	24
(2)	短期入所生活介護(ショートステイ)	25
(3)	通所サービスセンター	26
7	人件費における各施設の状況について	27
(1)	特別養護老人ホーム	27
(2)	通所サービスセンター	28
8	歯科サービスについて	30
9	介護実習生受入に伴う謝金の処理について	31
10	固定資産の管理に関する改善案について	31
11	高額な施設改修工事についての委託料からの支出について	32
12	委託先法人の独自の経費節約努力について	32
13	備品等の計画的購入及び有効利用について	33
14	エレベーター・ダムウェーター保守点検委託業務について	33

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

# 包括外部監査の結果報告書

## 第1 外部監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に規定する荒川区との包括外部監査契約に基づく監査

### 2 選定した特定の事件（テーマ）

区立特別養護老人ホーム（併設施設を含む。）の管理運営委託について  
対象とする施設

- (1) 第一特別養護老人ホーム（グリーンハイム荒川）
- (2) 第二特別養護老人ホーム（サンハイム荒川）
- (3) 第三特別養護老人ホーム（花の木ハイム荒川）

### 3 特定の事件（テーマ）を選定した理由

高齢化社会を迎え高齢者への福祉事業の重要性が増加している。荒川区における65歳以上の高齢者の人口は、平成13年4月1日時点で約3万5千人であり、総人口の19.4%を占めている。

こうした状況下において、荒川区では平成12年3月、高齢者対策を総合的かつ体系的に推進するために「荒川区高齢者プラン」を策定した。時期を同じく平成12年4月より介護保険制度が導入され、高齢者に対する福祉の仕組みが変化している。

現在、荒川区では、第一から第三までの特別養護老人ホームを設置し、その管理運営を社会福祉法人に委託しているが、その財政的負担は大きく、今後、介護保険制度における特別養護老人ホーム等の運営を検討する場合、現状の管理運営委託について、その合規性のみならず、経済性・効率性・有効性の観点からも検討する必要があると認めため、これを外部監査の対象として選定した。

### 4 監査の対象期間

平成13年度を監査の対象期間とした。ただし、必要に応じて他の年度についても対象とした。

## 5 外部監査の方法

### (1) 外部監査の目標

区の支出が委託契約書に従ってなされているか。

委託料の支出及び施設の管理は、委託契約書に記載する管理規程、就業規則及び給与規程等の定めに対して、合规性を満たしているか。

委託料の支出及び施設の管理において、経済性や効率性が検討されているか。

委託料の使用範囲は、合规性を満たしているか。

委託料の使用範囲は、経済性及び効率性を満たしてしているか。

介護保険制度移行に対する区の予算における計画は、適正・有効に実行されているか。

### (2) 主な監査手続き

財産管理、契約、出納等に関する事務処理について、担当者及び受託者への質問、関係書類との照合、計算調べ等

委託料の支出について関係書類との照合等

委託料の使用範囲について質問、関係書類との照合等

使用された委託料の内容分析、比較等

## 6 外部監査の実施期間

平成 14 年 6 月 27 日より平成 15 年 2 月 18 日まで

## 7 外部監査人

公認会計士 望月 壽夫

## 8 外部監査人補助者の資格と人数

公認会計士 4 名

税理士 1 名

## 9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定に基づき記載すべき利害関係はない。

## 第2 外部監査の結果

### 1 区立特別養護老人ホーム（併設施設を含む。）の管理運営委託業務の概要

#### (1) 施設名及び事業内容

##### 区立特別養護老人ホーム

荒川区の設置している区立特別養護老人ホーム（以下「特別養護老人ホーム」という。）は下表のとおりである。管理運営については、各々下表の運営欄に記載した社会福祉法人に委託している。

特別養護老人ホームは、身体又は精神に著しい障害があつて、常時介護を必要とするにもかかわらず、居宅で生活することが困難な介護保険上の要介護者が入所する施設である。

ただし、荒川区では、要介護3以上の人並びに要介護1又は2の人については痴呆又は精神疾患による多くの問題行動がある一人暮らしあるいは高齢者のみの世帯の人を入所対象としている。（平成14年3月現在。以下「概要」において同じ。）

施設名	住所	定員	開設年月	運営
第一特別養護老人ホーム 「グリーンハイム荒川」	南千住 6-36-5	100人	平成元年4月	(社福) 聖風会
第二特別養護老人ホーム 「サンハイム荒川」	南千住 3-14-7	50人	平成7年2月	(社福) 上宮教会(注)
第三特別養護老人ホーム 「花の木ハイム荒川」	荒川 5-47-2	50人	平成11年4月	(社福) 上智社会事業団

(注)平成14年4月に「上宮会」に名称変更

#### 短期入所生活介護

短期入所生活介護は、要介護認定で「要支援」又は「要介護」の判定を受けた高齢者が短期間、施設に宿泊しながら介護や機能訓練などを受けるものである。

荒川区では の特別養護老人ホームに併設しており、その利用ベッド数は下記のとおりである。

第一特別養護老人ホーム「グリーンハイム荒川」	8床
第二特別養護老人ホーム「サンハイム荒川」	12床
第三特別養護老人ホーム「花の木ハイム荒川」	4床

### 通所介護(在宅高齢者通所サービスセンター)

荒川区は、 の特別養護老人ホームに在宅高齢者通所サービスセンター（以下「通所サービスセンター」という。）を併設し、在宅で日常介護を必要とするおおむね65歳以上の高齢者と介護家族を対象として、介護保険法に基づく通所介護(デイサービス)ほか、家族介護教室、生きがい活動支援通所サービスなどの事業を行っている。併設された3施設の他に7つの施設で同様の事業を行っている。

通所介護の施設名及び事業内容は次表のとおりである。

#### ア 施設名

在宅高齢者通所サービスセンター名	所在地	開設年月	運営	併設区立特別養護施設
南千住西部	南千住 6-36-5	平成元年4月	(社福) 聖風会	第一特別養護老人ホーム 「グリーンハイム荒川」
南千住東部	南千住 3-14-7	平成7年2月	(社福) 上宮教会(注)	第二特別養護老人ホーム 「サンハイム荒川」
荒川西部	荒川 5-47-2	平成11年4月	(社福) 上智社会事業団	第三特別養護老人ホーム 「花の木ハイム荒川」
南千住中部	南千住 4-9-5	平成12年4月	(社福) 聖風会	
荒川東部	荒川 1-34-6	平成6年12月	(社福) 荒川区社会福祉協議会	
町屋	町屋 7-2-15	平成5年3月	(社福) 聖風会	
西尾久東部	西尾久 1-1-12	平成6年4月	(社福) 信愛報恩会	
西尾久西部	西尾久 6-17-3	平成7年4月	(社福) 荒川区社会福祉協議会	
東日暮里	東日暮里 3-8-16	平成6年11月	(社福) 東京都社会福祉事業協会	
西日暮里	西日暮里 5-36-1	平成3年1月	(社福) 聖風会	

(注)平成14年4月に「上宮会」に名称変更



## イ 事業内容

事業名	事業内容	実施日	施設名									
			南千住西部	南千住東部	荒川西部	南千住中部	荒川東部	町屋	西尾久東部	西尾久西部	東日暮里	西日暮里
通所介護(一般型)	要介護認定で「要支援」又は「要介護」の判定を受けた人の介護を行う。	月～金										
通所介護(痴呆専門型)	要介護認定で「要支援」又は「要介護」の判定を受け、痴呆症状のある人の介護を行う。	月～金	-			-		-	-			-
生きがい活動支援通所サービス	要介護認定で「自立」の判定を受けた人で、介護状態への予防が必要であると認められる人に、趣味・生きがい活動や日常動作訓練を行う。	月～金										
家庭介護教室	高齢者を介護する家族等に、高齢者に関する介護の研修等を行う。	適時										
歯科サービス	施設利用者に対し、歯科に関する健康診断、指導、相談等を行う。	週1回		-		-		-	-		-	-
配食サービス	食事を作ることが容易でない人、栄養補給が十分でない一人暮らし等の高齢者に対し食事を提供する。	週1~3回	-	-	-	-						

### 在宅介護支援センター

在宅介護支援は、家庭で生活をしている方で介護を必要とする高齢者とその家族に対して、介護方法、介護保険等、保健・福祉のサービスについての総合的な相談やサービス利用のお手伝いをするものである。

荒川区においては、南千住東部（第二特別養護老人ホーム併設）、西尾久東部（信愛のぞみの郷併設）及び荒川西部（第三特別養護老人ホーム併設）の3カ所の通所サービスセンターに在宅介護支援センターを併設し、在宅介護支援事業を実施している。

### (2) 委託方法

荒川区は3つの特別養護老人ホーム及びそれに併設する通所サービスセンター（以下「特養施設」という。）並びに同じく併設する在宅介護支援センターの管理運営を社会福祉法人に委託している。

特別養護老人ホーム及び併設の通所サービスセンターに係わる委託契約書に定めら

れている委託料支払に関する主な内容は、次のとおりである。

委託期間(第5条)	...	平成13年4月1日より1年間。
委託料(第7条)	...	荒川区の定める額の範囲内において、委託先法人の請求により支払う。
委託料の使用範囲(第9条)...		契約に定める委託事務以外に使用してはならない。
会計の原則(第14条)	...	経理区分を設けなければならない。
委託料の清算(第12条)	...	委託先法人は、契約期間終了後すみやかに、委託料の執行の内訳を明らかにした清算書を区に提出し、経費の清算を行う。委託料の平成13年3月分から平成14年分2月分までの介護報酬相当額のうち、平成13年度委託料の清算処理までに確定している金額に対して、下記の区分に応じて、下記の率を乗じた金額までの範囲の額を、繰入金として本部経理区分に繰り入れることができ、委託先法人の余剰金とすることができる。 介護老人福祉施設サービスの介護報酬相当額.....1% 短期入所生活介護の介護報酬相当額.....2% 通所介護(一般型及び痴呆専用型)の介護報酬相当額.....2%
清算残金等の返納(第13条)...		委託先法人は清算をした後の差額について、一定の金額を受託事業の区分経理に積立金として繰り越すことができる。清算残高等にさらに残高が生じたときは、委託先法人は荒川区にすみやかに返還しなければならない。
業務の調査等(第20条)	...	荒川区は委託先法人に対して委託事務の実施状況について、説明若しくは報告を求め、又は調査することができ、その結果、必要と認めるときは、委託先法人に必要な措置を命じることができる。

### (3) 委託料の支払及び還付等の実績

委託先法人における委託料収入及び支出については、区は委託先法人から「委託料執行状況報告書」により報告を受けており、委託先法人ごとの実績は次表のとおりである。

この表の収入欄のうち、「委託料収入」は、委託先法人が区から収受する当初の予算額である。これに、その他の収入である「雑収入」を加えて「収入合計」となる。

「支出」は契約に定める委託事務に係るものであり、実際の必要支出額である。

収入合計から支出合計を差し引いた「収支差額」がある場合には、委託先法人の取り分である本部経理繰入金を控除して「差引差額」を求める。さらに「差引差額」から積立金額を控除した「差引残額」については、区へ返還している。

管理運営費推移表(委託料執行状況報告書より)

第一特養施設	摘要	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	
特別養護老人ホーム 「グリーンハイム荒川」	収	委託料収入			
		介護老人福祉施設	509,179,180	483,721,000	460,897,000
		短期入所生活介護	(注)	37,805,600	39,356,499
		小計	509,179,180	521,526,600	500,253,499
	入	雑収入	113,039	199,688	129,040
		収入合計	509,292,219	521,726,288	500,382,539
	支	介護老人福祉施設運営費	478,024,072	425,234,105	454,557,504
		短期入所生活介護	(注)	27,068,565	30,784,199
		合計	478,024,072	452,302,670	485,341,703
		収支差額	31,268,147	69,423,618	15,040,836
		本部経理区分繰入金	3,240,000	4,085,308	4,319,354
		差引差額	28,028,147	65,338,310	10,721,482
	積立金	人件費積立金	5,700,000	17,000,000	0
		修繕積立金	2,200,000	5,819,398	10,592,442
		備品等購入積立金	7,631,800	0	0
		積立金計	15,531,800	22,819,398	10,592,442
	差引残高(返還金)	12,496,347	42,518,912	129,040	
南千住西部在宅高齢者 通所サービスセンター	収	委託料収入	149,012,663	107,368,331	88,967,355
		雑収入	228,040	185,831	4,053,642
		収入合計	149,240,703	107,554,162	93,020,997
		支出合計	131,409,812	95,623,164	87,093,578
		収支差額	17,830,891	11,930,998	5,927,419
		本部経理区分繰入金	574,000	648,644	869,519
		差引差額	17,256,891	11,282,354	5,057,900
	積立金	人件費積立金	4,900,000	0	0
		修繕積立金	100,000	830,000	0
		備品等購入積立金	1,520,000	500,000	766,000
		積立金計	6,520,000	1,330,000	766,000
		差引残高(返還金)	10,736,891	9,952,354	4,291,900
	合計	委託料収入合計	658,191,843	628,894,931	589,220,854
雑収入合計		341,079	385,519	4,182,682	
収入合計		658,532,922	629,280,450	593,403,536	
支出合計		609,433,884	547,925,834	572,435,281	
収支差額		49,099,038	81,354,616	20,968,255	
本部経理区分繰入金合計		3,814,000	4,733,952	5,188,873	
差引差額		45,285,038	76,620,664	15,779,382	
積立金		人件費積立金	10,600,000	17,000,000	0
		修繕積立金	2,300,000	6,649,398	10,592,442
		備品等購入積立金	9,151,800	500,000	766,000
	積立金計	22,051,800	24,149,398	11,358,442	
	差引残高(返還金)	23,233,238	52,471,266	4,420,940	

(注) 短期入所生活介護は、平成 11 年度は在宅高齢者通所サービスセンターに含まれている。

第二特養施設		摘 要	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	
特別養護老人ホーム 「サンハイム荒川」	収 入	委託料収入				
		介護老人福祉施設	311,577,425	289,082,000	263,055,000	
		短期入所生活介護	(注)	47,434,400	49,017,400	
		小計	311,577,425	336,516,400	312,072,400	
	入	雑収入	5,686,146	3,708,480	3,725,840	
		収入合計	317,263,571	340,224,880	315,798,240	
	支 出	介護老人福祉施設運営費	277,908,808	232,727,546	227,184,882	
		短期入所生活介護	(注)	36,923,692	37,280,288	
		合計	277,908,808	269,651,238	264,465,170	
		収支差額	39,354,763	70,573,642	51,333,070	
		本部経理区分繰入金	1,620,000	2,535,000	2,807,828	
		差引差額	37,734,763	68,038,642	48,525,242	
	積 立 金	人件費積立金	11,116,352	11,523,868	10,690,919	
		修繕積立金	1,389,544	1,440,484	1,336,365	
		備品等購入積立金	1,389,544	1,440,484	1,336,365	
積立金計		13,895,440	14,404,836	13,363,649		
	差引残高(返還金)	23,839,323	53,633,806	35,161,593		
南千住東部在宅高齢者 通所サービスセンター	収 入	委託料収入	200,644,906	154,133,130	117,254,272	
		雑収入	3,619,527	1,826,737	1,396,743	
		収入合計	204,264,433	155,959,867	118,651,015	
		支出合計	160,331,172	112,329,060	85,733,222	
		収支差額	43,933,261	43,630,807	32,917,793	
		本部経理区分繰入金	824,000	1,038,000	941,574	
		差引差額	43,109,261	42,592,807	31,976,219	
	積 立 金	人件費積立金	6,413,246	2,014,451	0	
		修繕積立金	801,657	1,993,774	2,166,870	
		備品等購入積立金	801,657	1,993,774	2,166,869	
		積立金計	8,016,560	6,001,999	4,333,739	
		差引残高(返還金)	35,092,701	36,590,808	27,642,480	
	合計		委託料収入合計	512,222,331	490,649,530	429,326,672
			雑収入合計	9,305,673	5,535,217	5,122,583
			収入合計	521,528,004	496,184,747	434,449,255
		支出合計	438,239,980	381,980,298	350,198,392	
		収支差額	83,288,024	114,204,449	84,250,863	
		本部経理区分繰入金合計	2,444,000	3,573,000	3,749,402	
		差引差額	80,844,024	110,631,449	80,501,461	
積 立 金		人件費積立金	17,529,598	13,538,319	10,690,919	
		修繕積立金	2,191,201	3,434,258	3,503,235	
		備品等購入積立金	2,191,201	3,434,258	3,503,234	
		積立金計	21,912,000	20,406,835	17,697,388	
	差引残高(返還金)	58,932,024	90,224,614	62,804,073		

(注) 短期入所生活介護は、平成 11 年度は在宅高齢者通所サービスセンターに含まれている。

第三特養施設		摘要	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
特別養護老人ホーム 「花の木ハイム荒川」	収	委託料収入			
		介護老人福祉施設	288,126,866	271,945,000	256,039,000
		短期入所生活介護	(注)	24,889,800	25,863,526
		小計	288,126,866	296,834,800	281,902,526
	入	雑収入	373,281	74,298	69,624
		収入合計	288,500,147	296,909,098	281,972,150
	支	介護老人福祉施設運営費	223,198,993	253,548,086	259,111,103
		短期入所生活介護	(注)	12,525,527	15,379,260
		合計	223,198,993	266,073,613	274,490,363
		収支差額	65,301,154	30,835,485	7,481,787
		本部経理区分繰入金	1,620,000	1,857,238	2,408,508
		差引差額	63,681,154	28,978,247	5,073,279
	積立金	人件費積立金	11,159,949	13,303,680	5,073,279
		修繕積立金	0	0	0
		備品等購入積立金	0	0	0
		積立金計	11,159,949	13,303,680	5,073,279
		差引残高(返還金)	52,521,205	15,674,567	0
荒川西部在宅高齢者 通所サービスセンター	収	委託料収入	174,575,218	147,503,087	115,201,726
		雑収入	33,432	33,958	17,757
		収入合計	174,608,650	147,537,045	115,219,483
		支出合計	111,800,932	138,680,255	104,290,138
		収支差額	62,807,718	8,856,790	10,929,345
		本部経理区分繰入金	688,000	1,114,634	1,319,172
		差引差額	62,119,718	7,742,156	9,610,173
	積立金	人件費積立金	5,590,045	6,934,012	5,280,465
		修繕積立金	0	0	0
		備品等購入積立金	0	0	0
		積立金計	5,590,045	6,934,012	5,280,465
	差引残高(返還金)	56,529,673	808,144	4,329,708	
合計		委託料収入合計	462,702,084	444,337,887	397,104,252
		雑収入合計	406,713	108,256	87,381
		収入合計	463,108,797	444,446,143	397,191,633
		支出合計	334,999,925	404,753,868	378,780,501
		収支差額	128,108,872	39,692,275	18,411,132
		本部経理区分繰入金合計	2,308,000	2,971,872	3,727,680
		差引差額	125,800,872	36,720,403	14,683,452
	積立金	人件費積立金	16,749,994	20,237,692	10,353,744
		修繕積立金	0	0	0
		備品等購入積立金	0	0	0
		積立金計	16,749,994	20,237,692	10,353,744
	差引残高(返還金)	109,050,878	16,482,711	4,329,708	

(注) 短期入所生活介護は、平成 11 年度は通所サービスセンターに含まれている。

## 2 監査結果

### (1) 施設修繕、備品等購入の協議について

各施設の管理運営委託契約書第 21 条において、「当初予算に計上のない施設及び施設付属設備等の修繕、備品等の購入を行うときは、原則として事前に協議するものとする。」と規定されている。具体的には平成 12 年 10 月 2 日付 12 荒保高発第 676 号により「備品等の新規購入は 3 万円以上のもの、施設等の修繕は 1 件の経費総額が 30 万円以上のもの」等と規定されている。

#### 第一特別養護老人ホ - ム

事前協議は実施されていたが、区よりの協議回答書において指示されている工事の結果報告を、他 2 施設は報告書の形式で提出しているのに対し、第一特別養護老人ホームは「物品購入報告書」中で他の備品の購入報告と一緒に報告している。

物品購入報告書は、資産管理のための報告書であり、修繕の工事報告については、工事の経過及び結果を詳細に記載する必要がある、別途報告書にて報告すべきである。

また、修繕工事の報告書の様式も、すべての施設について統一することが望ましいと考える。

#### 第二特別養護老人ホ - ム

一部の施設等の修繕(平成 14 年 1 月 31 日浴室リフト修理 358 千円・3 月 31 日電気錠修理 336 千円等すべて 100 万円未満)について、区との事前協議がなされていない案件があった。

これについては、「緊急性を要する施設等の修繕のため、事前協議を行わず修繕を実施した。」との回答であった。しかし、契約上は事前協議が必要であり、契約に反している。また、事後に区に対する説明書等も作成されていない。

なお、必要があれば、緊急性を要する修繕等についての協議基準の改定も考慮すべきである。

#### 第三特別養護老人ホ - ム

下記の施設の修繕について区との事前協議がなされていない案件があり、契約に反しており、改善を要する。

〔案件〕

平成 14 年 3 月 31 日 施設内自動ドア修理 5,582,430 円

この案件については、支出稟議書・見積書は保管されていたが、事前協議書及び回答書は保管されていなかった。同施設では事前協議は行わず修繕をしたとしている。

## (2) 固定資産の管理について

荒川区（以下「甲」という。）所有の物品については「管理運営委託契約に伴う物品取扱要領」（以下「物品取扱要領」という。）が甲と委託先法人（以下「乙」という。）との間で取り決められている。

物品取扱要領第 2 条に、物品の定義が以下のように定められている。

保全物品とは、甲が乙に使用させる物品をいう。

購入物品とは、契約書に定めるところにより、甲から支払われた委託料で購入した物品をいう。

同要領第 5 条に、「保全物品については、保全物品整理簿を備え、常に数量、使用場所、使用状況の把握に務めなければならない。又、乙固有の物品との区分を明確にするため、シールその他の方法で表示しなければならない。」と規定されている。

また、第 8 条には、「乙は受託期間の満了及びその他契約の定めによって契約が終了したときは、保全物品、購入物品とも甲に返還しなければならない。」と定められている。

さらに、第 6 条の「使用不適品の報告」、第 7 条の「亡失及び損傷の報告」においては、報告書の作成が求められている。

上記の諸規定に反して、物品の管理について 3 施設とも以下のような状況が見られた。

### ア 物品取扱要領第 5 条で規定されている「保全物品整理簿」の未作成について

乙は「保全物品整理簿」の作成が要請されているが、3 施設とも荒川区で作成した「供用物品現在高調書」で代替している。

「供用物品現在高調書」は品番、品名、規格、単位、現在高が記載されているが、「保全物品整理簿」の記載要件である使用場所、使用状況の欄がなく、したがって、「供用物品現在高調書」のみの作成では、物品の現物管理を行うことは不適切と思われる。現物管理を適正に行うため、「保全物品整理簿」の作成・保管が必要である。

## イ 購入物品の管理状況について

施設開設後の各年度において、委託料で購入した物品は、第三特別養護老人ホームを除き良く整理されている。特に、第二特別養護老人ホームでは、「特養」、「通所」、「痴呆」、「支援」について区分して整理され、3万円以上の購入物品について区との協議記録、合見積等の書類が良く整理されていた。

ただし、3施設とも区と協議し承認された購入物品について、区よりシールが交付され、現物に貼ることになっているが、一部しか貼っておらず、特に、第三特別養護老人ホームではほとんど貼っていなかった。

## ウ 使用不適品、亡失損傷報告書の提出と定期的検査について

3施設とも、物品取扱要領第6条（使用不適格品の報告）及び第7条（亡失及び損傷の報告）に報告書の作成が規定され、そのひな型第3号様式、第4号様式があり、その都度、報告を区に提出しなければならないとされているが、同要領第10条（検査）による検査が実施されていないため、全体的な資産の使用状況が網羅的にチェックできていない。

今後、定期的な検査を行い、その結果により使用不適格品及び亡失損傷品を把握すべきである。

## (3) 管理規程の改定について

特別養護老人ホーム及び通所サービスセンターの管理運営委託契約書第1条においては、「管理規程」を定め、その規程に従う旨の規定をしている。平成12年4月1日に介護保険制度の導入があり、「管理規程」は介護保険制度に合致するように改定されるべきである。しかし、3委託先法人とも、次のように平成12年4月時点では改定を行っていない。

第一特別養護老人ホーム及び南千住西部在宅高齢者通所サービスセンター；平成5年2月1日改定

第二特別養護老人ホーム及び南千住東部在宅高齢者通所サービスセンター；平成8年7月1日改定

第三特別養護老人ホーム及び荒川西部在宅高齢者通所サービスセンター；平成11年4月1日改定

介護保険制度導入後は、「荒川区指定介護老人福祉施設運営規程」及び「荒川区指定通所介護事業所運営規程」を定めて運営しているので実質的には運営に支障はないが、契約に定められている「管理規程」を介護保険制度に合致するように適切に改正すべきである。



**(4) 第三特養施設の委託料の使用についての役務提供に対応しない支払退職金相当額の返還について**

第三特養施設（第三特別養護老人ホーム及荒川西部在宅高齢者通所サービスセンターをいう。以下同じ。）の運営は、社会福祉法人との管理運営委託契約によりなされ、委託業務に係る人件費は区からの委託料より支出される。

委託先の社会福祉法人は、荒川区が第三特養施設の運営委託を実施する以前より設立されている。同特養施設で業務に従事する就業者の中には、同特養施設が発足する以前より委託先の社会福祉法人に職員として就業し、同特養施設を最後の職場として退職するケースがあり、今回、こうした職員に退職一時金が支給された。

平成 13 年度に、勤続年数 29 年及び 15 年の 2 名の職員に対し退職金（合計額 13,298 千円）が支給されたが、当該退職金は、その「全額」が第三特別養護老人ホーム又は荒川西部在宅高齢者通所サービスセンターの人件費として集計され、区から収受した委託料より支出された。

「第三特養施設」の就業規則によれば、退職金は社会福祉施設職員手当共済法に定める共済契約により支払うものとされ、上記 2 名には、その契約により支払いが行われている。

第三特養施設が運営を開始したのは平成 11 年 4 月からであり、それ以前の就業期間にかかる退職金は同特養施設の運営委託に関連する人件費ではない。区の委託料より支出された 13,298 千円について、区は委託事務の実施状況について調査し、その結果必要な措置を行うことができるとされており、これに基づき区は返還を受けるべきである。

なお、区と委託先法人との話し合いの結果、平成 15 年 2 月 5 日、区は全額の返還を受けた。

**(5) 第三特養施設の委託料の使用に関して、本部経費振替分等の返還について**

平成 12 年度及び平成 13 年度の委託料の使用に関し、施設運営費の内容について法人より提出された帳簿書類に基づいて検討した。

管理運営委託契約書第 9 条によれば、委託先法人は区より収受した委託料を「この契約書に定める委託事務以外に使用してはならない。」とされている。一方、委託先法人の「取り分」については、管理運営委託契約書第 12 条において一定額を「繰入金として本部経理区分に繰り入れることができる。」とされている。

このように、委託料は委託事務に直接関係する支出についてのみ認められるべきも

のである。また、本部振替料及び本部指導料等は本部経理繰入金に含まれるものであり、区は上記(4)と同様に調査のうえ、下記の金額について返還を受けるべきである。

なお、区と委託先法人との話し合いの結果、平成 15 年 2 月 5 日、区は全額の返還を受けた。

#### 委託料

13 年 3 月 30 日	事務委託	3,600,000 円
同 日	事務委託	600,000 円
計		( 4,200,000 円 )

14 年 3 月 28 日	社会保険委託料	3,600,000 円
計		( 3,600,000 円 )

(注) 各年度の期末に支出されており、支出先との契約書・計算書は無く、起票伝票等に決裁印もなく本部に振込まれたものであり、個別の委託事務支出とは認めがたい。

一方、事務の再委託と考えた場合には、契約書第 24 条にあるようにあらかじめ協議により区の承諾を得ることになっているが、その事前協議が行われていない。また、関連帳票の整備以前の問題として、再委託禁止条項の主旨を踏まえると、本支出は認めがたい。

#### 事務員指導料

13 年 5 月 10 日	事務員給	105,000 円
13 年 6 月 04 日	事務員給	105,000 円
13 年 7 月 05 日	事務員給	105,000 円
計		( 315,000 円 )

(注) 平成 13 年度より採用した事務員について、引継事項等が不確実であったため、本部より事務員を派遣してその指導にあたったための支出であるとして、本部へ人件費として振り込んだものである。具体的な計算書等もなく、円滑な事務引継は受託先として法人自体が当然に実施すべき事柄であり、このような指導料は本部繰入金の中で賄われるべきである。

#### 福利厚生費

平成 12 年 10 月 13 日 法人慰安会費補助として「特養老人委託料」のうちから 1 人当たり 15,000 円、職員 42 名分として 630,000 円、「通所サービスセンター委託料」より職員 24 名分 360,000 円、計 990,000 円の支出があった。

(注) この支出は、委託先法人の祝賀会が都内ホテルで開催され、その出席会費を負担したものであった。この会の発起人も委託先法人の関連団体の長が務めており、案内状には会費金額の記載がなく、また、委託先法人の他の関連団体では当該出席会費を出席者個人が負担しているとのことである。このような支出は委託業務に係るものとは考えられない。

## 第3 包括外部監査の結果報告に添えて提出する意見

### 1 介護保険制度導入後の予算管理と自主運営について

介護保険制度の導入は、老人福祉と老人医療に分かれていた高齢者の介護に関する制度を再編成したものであり、公的機関のほか、多様な民間事業者の参入促進が図られることにより、効率的で良質なサービスの提供が期待されている。

介護保険制度は、介護サービスと保険料の関係をわかりやすくした仕組みであり、従来の措置制度において、行政機関が利用者のニーズや所得等を審査し、行政処分としてサービスの利用や内容、提供期間を決定したものに代えて、利用者によりサービスの選択ができることやサービス受給の権利性が高いことなど、利用者本位の制度であるといわれている。

介護保険の事業者は、原則として介護報酬により事業を行うことになる。

荒川区においても、特別養護老人ホーム及びこれに併設する通所サービスセンターの運営について、従来の措置費予算から介護報酬で運営されるよう、経過措置として、次のような段階的な委託料削減の予算計画を算定した。

#### (1) 特別養護老人ホーム管理運営委託料の算定

##### 介護老人福祉施設

平成12年度から介護報酬をベースに算定した新たな運営委託料により運営するが、経過措置として、新たに算定された運営委託料と平成11年度の運営委託料の差額について平成12年度から25%ずつ段階的に運営委託料を削減する。

##### 短期入所生活介護

公私格差是正経費及び民間施設給与等改善費については平成11年度で廃止するが、経過措置として、平成12年度から25%ずつ段階的に削減する。

#### (2) 通所サービスセンター管理運営委託料の算定

実額をベースに段階的に削減する。

#### (3) 委託料予算額と実際支出額との比較

このような予算計画を立てたが、平成12年度及び平成13年度の委託料予算額及び実際支出額は次表のとおりである。

特別養護老人ホーム（ショートステイを含む。）

施設名	委託料予算額			実際支出額		
	平成 12 年度	平成 13 年度	減少差額	平成 12 年度	平成 13 年度	減少差額
第 一	521,526,600	500,253,499	21,273,101	452,302,670	485,341,703	33,039,033
第 二	336,516,400	312,072,400	24,444,000	269,651,238	264,465,170	5,186,068
第 三	296,834,800	281,902,526	14,932,274	266,073,613	274,490,363	8,416,750
合計	1,154,877,800	1,094,228,425	60,649,375	988,027,521	1,024,297,236	36,269,715

通所サービスセンター

施設名	委託料予算額			実際支出額		
	平成 12 年度	平成 13 年度	減少差額	平成 12 年度	平成 13 年度	減少差額
南千住西部	107,368,331	88,967,355	18,400,976	95,623,164	87,093,578	8,529,586
南千住東部	154,133,130	117,254,272	36,878,858	112,329,060	85,733,222	26,595,838
荒川西部	147,503,087	115,201,726	32,301,361	138,680,255	104,290,138	34,390,117
合計	409,004,548	321,423,353	87,581,195	346,632,479	277,116,938	69,515,541

(4) 介護報酬収支内容

委託料の予算は最終的には介護報酬で施設運営することを目的とするのであるから、平成 12 年度及び平成 13 年度の介護報酬とそれに対する実際支出額の関係性を明らかにする必要があるが、その状況を示したのが次表である。

特別養護老人ホームの介護報酬収支内容

[平成 12 年度]

施設名	延 床 (㎡)	施設構造 地上 地下	定 員		支 出 (A)	収 入 (B)	差 引 き (A-B)	収入率 B/A
			特養	シヨ				
第 一	3,274	上 4 下 1	100	8	452,302,670	423,396,318	28,906,352	93.6
第 二	2,629	上 3 下 1	50	12	269,651,238	239,371,483	30,279,755	88.8
第 三	3,064	上 4 下 1	50	4	266,073,613	214,167,486	51,906,127	80.5
計					988,027,521	876,935,287	111,092,234	88.8

(単位：円)

注 1) 上記の数字は、特別養護老人ホーム及びショートステイ（空床利用を含む）の合計額

2) 支出額は、法人繰入額・積立額を除いた額

3) 収入計の内訳(B)の内訳

第一 保険給付金 382,494,316 利用者負担金 38,629,782 給食費 2,272,220 計 423,396,318

第二 保険給付金 214,386,549 利用者負担金 21,949,754 給食費 3,035,180 計 239,371,483

第三 保険給付金 191,793,586 利用者負担金 20,838,460 給食費 1,535,440 計 214,167,486

4) 給食費は、ショートステイの給食費（特養の給食費は、利用者負担に含まれる。）

[平成13年度]

施設名	延床 (㎡)	施設構造 地上 地下	定員		支出 (A)	収入 (B)	差引き (A-B)	収入率 B/A
			特養	シヨ				
第一	3,274	上4 下1	100	8	485,341,703	403,015,043	82,326,660	83.0
第二	2,629	上3 下1	50	12	264,465,170	245,521,324	18,943,846	92.8
第三	3,064	上4 下1	50	4	274,490,363	223,092,840	51,397,523	81.3
計					1,024,297,236	871,629,207	152,668,029	85.1

(単位:円)

注1) 上記の数字は、特別養護老人ホーム及びショートステイ(空床利用を含む)の合計額

2) 支出額は、法人繰入額・積立額を除いた額

3) 収入計の内訳(B)の内訳

第一	保険給付金 362,094,284	利用者負担金 38,185,459	給食費 2,735,300	計 403,015,043
第二	保険給付金 219,460,116	利用者負担金 22,781,908	給食費 3,279,300	計 245,521,324
第三	保険給付金 201,284,183	利用者負担金 20,564,937	給食費 1,243,720	計 223,092,840

4) 給食費は、ショートステイの給食費(特養の給食費は、利用者負担に含まれる。)

### 通所サービスセンターの介護報酬収支内容

[平成12年度]

施設名	定員		支出 (A)	収入計 (B)	差引き (A-B)	収入率 B/A
	普通	痴呆				
南千住西部	30	-	89,676,771	38,367,903	51,308,868	42.8
南千住東部	30	10	92,502,519	52,431,404	40,071,115	56.7
荒川西部	30	10	119,421,004	57,450,134	61,970,870	48.1
計			301,600,294	148,249,441	153,350,853	49.2

(単位:円)

注1) 支出額は、配食サービス事業費・在宅介護支援センター事業費及び本部経理区分繰入金・積立金を除いた額

2) 収入計(B)の内訳

南千住西部	介護保険事業	保険給付金 32,118,893	利用者負担 3,582,600	給食費 1,830,560	
	介護保険外事業	生かがい 186,670	入浴サービス 749,180		計 38,367,903
南千住東部	介護保険事業	保険給付金 44,709,955	利用者負担 4,757,269	給食費 2,082,840	
	介護保険外事業	生かがい 1471,840	入浴サービス 409,500		計 52,431,404
荒川西部	介護保険事業	保険給付金 49,063,362	利用者負担 5,570,782	給食費 2,507,840	
	介護保険外事業	生かがい 177,150	入浴サービス 231,000		計 57,450,134

3) 生かがい = 生かがい活動支援通所サービス、入浴サービス = 施設入浴サービス

[平成13年度]

施設名	定員		支出 (A)	収入計 (B)	差引き (A-B)	収入率 B/A
	普通	痴呆				
南千住西部	35	-	87,093,578	46,049,482	41,044,096	52.9
南千住東部	35	10	85,733,222	49,691,037	36,042,185	58.0
荒川西部	35	10	104,290,138	69,784,349	34,505,789	66.9
計			277,116,938	165,524,868	111,592,070	59.7

(単位:円)

注1) 支出額は、配食サービス事業費・在宅介護支援センター事業費及び本部経理区分繰入金・積立金を除いた額

2) 収入計(B)の内訳

南千住西部	介護保険事業	保険給付金 39,831,840	利用者負担 4,097,662	給食費 2,038,980	
-------	--------	------------------	-----------------	---------------	--

	介護保険外事業	生きがい	181,000		計	46,049,482	
南千住東部	介護保険事業	保険給付金	43,085,205	利用者負担	4,263,862	給食費	2,003,280
	介護保険外事業	生きがい	1338,690		計	49,691,037	
荒川西部	介護保険事業	保険給付金	60,542,468	利用者負担	6,366,161	給食費	2,875,720
					計	69,784,349	

3) 施設入浴サービスは、平成13年度から、通所介護の短期間型に移行した。

上記の実際支出額と委託料予算額との比較及び介護報酬額との比較から、次のことが言える。

特別養護老人ホームについては、「(3)委託料予算額と実際支出額との比較」を見ると、予算管理の面において、委託料予算額が60,649千円減少しているにもかかわらず、実際支出額は36,269千円増加しており、支出額を抑制して介護報酬で運営を賄うという予算の方向性に合致しておらず、予算統制機能が働いていないと言える。

「(4)介護報酬の収支内容」においては、介護報酬の収入により支出を賄うことが目標であり、支出に占める収入の割合である収入率についても、目標値が100%超となる。しかし、実際の収入率は88.8%から85.1%と低下しており、このことは、介護報酬の収入額が減少していることにも起因している。

また、通所サービスセンターについては、「(3)委託料予算額と実際支出額との比較」から、委託料予算額も実際の支出額もともに減少しており、改善は見られるものの、「(4)介護報酬の収支内容」から、介護報酬が支出額に占める収入率は平成13年度においても、いまだ59.7%という低水準であり、予算による統制では管理できる状況でなく、抜本的な改革が必要であることがわかる。

そもそも、予算の考え方については、公会計と民間の会計では大きな立場上の相違点がある。

公会計においては、予算は一定の事業を行うにあたっての管理数値であり、支出額と予算額の関係では両者が一致することが目標となり、全てを使い切ることは予算の執行率として「よく働いた」と評価される。

一方、民間の会計における予算管理は、一定の余剰金を確保するための管理であり、支出面について言えば、一定の効果を維持しつつ、支出額を予算よりも少なくすること、すなわち、効率性を追求して、コストの削減を目的とするものである。また、収入面についてもコストを勘案しつつ増加の努力が図られる。

今回の区における委託料の予算削減は、委託料予算の削減そのものが当初の最優先課題となり、実際支出額との比較や実際支出額の削減といった民間的な予算管理の発想が欠けている側面が見られる。これは、公会計における予算管理の手法から

脱却できない現状における問題点と言えよう。

また、委託先の社会福祉法人側の視点から見ても、現在のシステムは、委託先法人の経営努力を成果に反映しづらいものとなっている。現在のシステムは予算額を過去の実績より算定し、実際の収支からの余剰金について、一部は本部経理区分繰入金として委託先に還元されるとともに、一部は積立金として積み立てられ、残金については区へ返還されることになっている。現状では、予算額は比較的余裕のあるものとなっており、さらに委託先社会福祉法人が努力をしても余剰金は全て区に返還することになっているため、委託先社会福祉法人への成果の還元として反映されない。

そこで、介護保険制度の原点に戻り、民間の活力を生かした自主運営に転換する必要がある。

自主運営にあたっては、収入面・支出面から次のような努力が必要になる。

収入の確保としては、自主運営先に裁量を与えることになる。

例えば、通所サービスセンターの運営時間の延長及び月曜日から金曜日の週 5 日制を土曜日も事業を行う週 6 日制にする方法等の採用の徹底である。通所サービスセンターの運営時間延長については、平成 11 年度において、一つの委託先法人から区へその採用を提案したが、区は、民間事業者の参入動向を見るため、時期尚早として実現しなかった。平成 14 年度以降においては、通所サービスセンターごとに運営時間延長が可能となっており、各施設の特徴を生かしたサービスの充実の広がりが期待される。

また、介護保険制度において、自己負担すべきものを明確にし、その利用者負担を検討する必要がある。在宅者の経済的負担との均衡を考慮し、施設においてサービスの提供を受けることができる入所者について、その日常生活費及び特別なサービスに関する費用を自己負担とすることも検討する必要がある。例えば、特別養護老人ホームの預り金管理料の徴収等を検討すべきである。

支出面においても、区の指定した業者よりも委託先法人で見積りを取った業者の方が少ない金額で契約することができた事例等を考えると、民間の知恵を生かすことが必要である。先に述べたように、現状の区と委託先法人との委託契約書は、経費の節約により余剰金が生ずると区へ返還することとなっており、経費節約に対する法人の動機付けには効果が望めない。自主運営により、経費節約の効果を法人自身も享受できることとなり、経済的・効率的な運営が期待できるものと思われる。

## 2 積立金の区への回収による経済的利益について

区は現在、介護保険事業者そのものである。委託先法人は委託を受けた受託者である。そこで、区の事業のための積立金は区自身の事業のために生かされるべきものである。

しかし、従来の管理運営委託契約書第13条において、委託先法人は委託料の清算をした後に差額について一定の範囲で、積立金として法人の区分経理に繰り越すことができることとされている。その結果、積立金は委託先法人の別会計に保管されている。過去3年間の積立金の増減状況は次表のとおりであり、平成14年3月末における3施設の特別養護老人ホーム積立金合計は246,844千円、通所サービスセンター積立金合計は116,625千円、両者の積立金合計は363,469千円である。その他の通所サービスセンターの合計積立金額127,507千円があるので積立金の総合計額は490,976千円となる。

積立金一覧

		特別養護老人ホーム				通所サービスセンター				3施設 計
		第一	第二	第三	計	南千住西部	南千住東部	荒川西部	計	
人件費積立金	12年3月末	71,600,000	51,059,293	11,159,949	133,819,242	39,900,000	30,612,066	5,590,045	76,102,111	209,921,353
	繰入	17,000,000	11,523,868	13,303,680	41,827,548	0	2,014,451	6,934,012	8,948,463	50,776,011
	取崩し	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	13年3月末	88,600,000	62,583,161	24,463,629	175,646,790	39,900,000	32,626,517	12,524,057	85,050,574	260,697,364
	繰入	0	10,690,919	5,073,279	15,764,198	0	0	5,280,465	5,280,465	21,044,663
	取崩し	0	0	0	0	3,917,988	0	0	3,917,988	3,917,988
修繕積立金	12年3月末	5,186,173	5,355,683	0	10,541,856	6,660,000	3,928,395	0	10,588,395	21,130,251
	繰入	5,819,398	1,440,484	0	7,259,882	830,000	1,826,951	0	2,656,951	9,916,833
	取崩し	1,008,000	0	0	1,008,000	0	0	0	0	1,008,000
	13年3月末	9,997,571	6,796,167	0	16,793,738	7,490,000	5,755,346	0	13,245,346	30,039,084
	繰入	10,592,442	1,336,365	0	11,928,807	0	2,166,870	0	2,166,870	14,095,677
	取崩し	0	0	0	0	572,250	0	0	572,250	572,250
備等購入積立金	12年3月末	24,109,011	5,173,142	0	29,282,153	8,639,799	3,019,508	0	11,659,307	40,941,460
	繰入	0	1,440,484	0	1,440,484	500,000	1,826,951	0	2,326,951	3,767,435
	取崩し	5,347,896	0	0	5,347,896	1,222,342	0	0	1,222,342	6,570,238
	13年3月末	18,761,115	6,613,626	0	25,374,741	7,917,457	4,846,459	0	12,763,916	38,138,657
	繰入	0	1,336,365	0	1,336,365	766,000	2,166,869	0	2,932,869	4,269,234
	取崩し	0	0	0	0	324,450	0	0	324,450	324,450
合	12年3月末	100,895,184	61,588,118	11,159,949	173,643,251	55,199,799	37,559,969	5,590,045	98,349,813	271,993,064
	繰入	22,819,398	14,404,836	13,303,680	50,527,914	1,330,000	5,668,353	6,934,012	13,932,365	64,460,279
	取崩し	6,355,896	0	0	6,355,896	1,222,342	0	0	1,222,342	7,578,238
	13年3月末	117,358,686	75,992,954	24,463,629	217,815,269	55,307,457	43,228,322	12,524,057	111,059,836	328,875,105
	繰入	10,592,442	13,363,649	5,073,279	29,029,370	766,000	4,333,739	5,280,465	10,380,204	39,409,574
	取崩し	0	0	0	0	4,814,688	0	0	4,814,688	4,814,688
計	14年3月末	127,951,128	89,356,603	29,536,908	246,844,639	51,258,769	47,562,061	17,804,522	116,625,352	363,469,991



そもそも、事業の主体者は委託先である社会福祉法人ではなく、荒川区自身であり、荒川区の事業のために、荒川区以外に積立金が保管される必要はなく、その帰属は荒川区にある。平成14年度の管理運営委託契約書第13条において、積立金については、受託期間の満了その他契約書の定めによって契約が完了したときは、繰り越した積立金を荒川区に返還しなければならないと規定されている。3 特養施設における積立金を全て回収して借入金の返済に充てることにした場合には、返済した借入金に対応する支払利息がなくなる。ただし、3 特養施設で運用していた受取利息も減少する。

そこで、借入金返済による借入金利の減少と運用受取利息の差額として、次の経済的利益を得ることができる。

$$\text{積立金額 } 363,469 \text{ 千円} \times \text{平均利率 } 3.8\% - \text{受取利息 } 311 \text{ 千円} = 13,500 \text{ 千円}$$

(なお、平均利率は区の特別養護老人ホーム・通所サービスセンターの地方債残高に対するものである。)

その他の通所サービスセンターにも積立金があり、これらを含めた平成14年3月末の積立金合計は490,976千円である。そこで、これらを全て借入金の返済に充当した場合の借入金利の軽減額は下記のとおりである。受取利息に多くを期待できない現状ではさらなる経済的利益が発生する。

$$\text{積立金額 } 490,976 \text{ 千円} \times \text{平均利率 } 3.8\% = 18,657 \text{ 千円}$$

また、社会福祉法人に預金として保管している場合には、金融機関に対するペイオフ問題が発生するが、回収することによりこの問題への対応策にもなる。

### 3 民営後の減価償却費の負担及び賃貸料の関係について

荒川区の運営している老人福祉施設について、社会福祉法人による介護報酬に基づく自主運営に移管した場合においても、施設そのものは荒川区の所有であり、その貸与についてどのように考えるかが必要である。具体的に言えば、貸与は無償で行うのか、通常の賃貸借で行うのかを決定しなければならない。

区所有の施設を貸与することによる社会福祉法人の自主運営を考える場合においては、社会福祉法人自身が施設を所有する場合における運営と比較することが必要になる。

社会福祉法人自身が特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設を設置する場合は、設備費負担(補助)金として、設置費の4分の3の補助を都道府県より受けることになっている。都道府県が補助する4分の3の補助金のうち、3分の2については国庫補助がある。そのため、これらの施設の設置費用の負担は、社

会福祉法人が4分の1、都道府県が4分の1、国が2分の1の割合で負担することになる(老人福祉法第15条、社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について;第20次改正厚生労働省発社援代1010001号平成14年10月10日)。

社会福祉法人が施設を所有することにより負担するのは施設の4分の1に伴う減価償却費と建設後の施設全体の維持修繕費である。

そこで、数字的には、荒川区の施設を貸与された社会福祉法人が自主運営を行うにあたっては、施設の4分の1の減価償却費相当額及び維持修繕費の負担額を区への賃料として支出することにより、施設を自主建設した法人と同様の負担を負うことになる。ただし、社会福祉法人が自らの意思で、自らの設計により建設した施設については、設計段階より維持費、修繕費等の維持管理のコストを勘案するが、現在の区の施設は設計の段階においてそのような社会福祉法人の意図は反映されていない。また、建設してから相当の期間が経過したものもあり、このような民間のベースの維持管理が可能な設計となっているとは言い難い。このため、社会福祉法人の自主運営の移管にあたっては、維持管理費が過大となる部分の施設改修を移管前に行うか、過大に発生する維持管理費については個別的に補助することが必要になる。

区が収受すべき賃料については、以上のような考え方が基本となると考えるが、現在の収支の状況においては、このような考え方にに基づき、一定額を決めて収受することは現実的ではない。また、社会福祉法人が経営努力をして余剰金が発生した場合においても、全て区への負担額の支出で余剰金が消えてしまうのでは、社会福祉法人の経営努力のモチベーションは高まらず、現在の余剰金の返還システムと同様の影響となる。そこで、事業運営から余剰金が出た場合においては、賃料として例えばその50%を区に支払い、社会福祉法人も50%自らの経営努力の対価として得ることができるようにする賃貸借契約を締結することもひとつの方法であろう。

このように、単に無償契約とするのではなく、補助部分は補助とし、賃料として収受すべきは収受するという総額主義の考え方により取引関係を明らかにすべきである。

#### 4 通所サービスセンターの特養変換の検討について

現在の特別養護老人ホームへの待機者は、平成14年3月末現在、3施設で362名となっている。平成13年度における3施設への新たな入所者数は31名となっており、需要と供給のバランスからみると完全な供給不足となっている。他方、通所介護の待機者は、3施設で平成13年3月においては0人であり、年間を通じての各月の待機者

累計も 6 名のみである。高齢者人口が増加する傾向にある現状において、特別養護老人ホームの不足状況は益々深刻な状況となろう。平成 15 年には荒川産院跡地に、定員 80 名の特別養護老人ホームが民間社会福祉法人の手で開設する予定とのことであるが、長期的には不足する状況に変わりはない。

また、特別養護老人ホームの採算性すなわち効率性を見ると、規模の利益を得るためには定員 50 名では少ないとの現場の声があった。平成 14 年 4 月に発表された厚生労働省の介護事業経営概況調査結果によると、平成 13 年 9 月の収支状況で規模別の収支において最も損益率の良い規模は 81 名から 100 名の規模であり、また、平成 14 年 2 月に発表された社会福祉法人東京都社会福祉協議会の平成 12 年度経営分析結果によると、収益性の最も良い規模は 100 名以上の規模である。

現在、第一特別養護老人ホームについては定員が 100 名、第二特別養護老人ホーム、第三特別養護老人ホームについては定員が 50 名であるが、各施設とも特別養護老人ホームに通所サービスセンターを併設している。そこで、50 名定員の特別養護老人ホームについては、通所サービスセンターを特別養護老人ホームに転用することにより定員を増加させる方法を検討することも必要と考えられる。

この場合、単なる目的外変更となると、通所サービスセンター建設のために国及び都から受けた補助金の返還及びこの建設に伴う起債の一括返還が必要になる恐れがある(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 17～18 条、財政融資資金の管理および運用の手続きに関する規則(昭和 49 年大蔵省令 42 号))。

通所サービスセンターについては、民間事業者の参入もあり、また、現在区が委託している通所サービスセンターについても定員増が計画されており、特別養護老人ホームに比較して供給体制は整っていると言えるのに対し、特別養護老人ホームについては、待機者が多く将来の施設の不足が長期的に予測されている。このような状況を国又は都に説明し協議することにより、補助金の返還や起債の一括返還がない施設転用を実現する努力も一考に値しよう。

なお、通所サービスセンターの補助金は南千住東部在宅高齢者通所サービスセンター(第二特別養護老人ホーム併設)で約 1 億円、荒川西部在宅高齢者通所サービスセンター(第三特別養護老人ホーム併設)で約 1 億 1 千万円である。これに関連する起債残額はそれぞれ約 4 億 2 千万円、約 2 億 7 千万円である。

## 5 収支予算書と実績報告書の様式の統一について

管理運営委託契約書第 17 条により、各委託先法人は、区へ委託事務に係わる収支予算書等を提出し、承認を受けることになっている。また、第 18 条により委託料の執行の内訳を明らかにした実績報告書を区に提出することになっている。さらに、第 13 条第 2 項により、清算後残余金等があれば、区へ返還することになっており、区においても執行状況の管理をする必要があると考えられる。

しかし、区へ提出される収支予算書と実績報告書とは異なった様式となっており、予算と実績の対比が難しく、現状では、区において委託料の執行状況を正確に把握し、検討することができない状況にあると考えられる。

よって、予算管理を徹底するためには、区へ提出される収支予算書と実績報告書の様式を統一することが望ましいと考える。

## 6 稼働率に関する意見について

特別養護老人ホーム、短期入所生活介護（ショートステイ）及び通所サービスセンターの稼働率についての意見は次のとおりである。

### (1) 特別養護老人ホーム

平成 12 年度・13 年度の特別養護老人ホームの各施設の利用稼働状況は下表のとおりである。

	第 一		第 二		第 三		計	
	12 年度	13 年度	12 年度	13 年度	12 年度	13 年度	12 年度	13 年度
入 所 定 員	100 名	100 名	50 名	50 名	50 名	50 名	200 名	200 名
期末入所者数	95 名	86 名	50 名	49 名	49 名	49 名	194 名	184 名
延利用可能日	36,500	36,500	18,250	18,250	18,250	18,250	73,000	73,000
延利用人数	34,735	31,773	17,326	16,990	16,914	17,566	68,975	66,329
未利用延日数	1,765	4,727	924	1,260	1,336	684	4,025	6,671
利用稼働率	95.16%	87.05%	94.94%	93.10%	92.68%	96.25%	94.49%	90.86%
介護報酬(千円)	394,888	364,476	198,278	199,608	194,723	204,653	787,889	768,737
1人当たり報酬(円)	11,368	11,471	11,443	11,748	11,512	11,650	11,422	11,589
待 機 者	94 名	154 名	52 名	68 名	100 名	140 名	246 名	362 名

荒川区の 3 施設の利用稼働率は、平成 12 年度 94.49%・平成 13 年度 90.86%であり、平成 13 年度は平成 12 年度に比べ 3.6 ポイント低下しており、第一特別養護

老人ホームの利用率の低下がその要因となっている。

そうした状況の中で、3施設の平成14年3月末の入所待機者が計362名おり、利用稼働率の向上が求められるため、以下の点について検討すべきである。

#### 長期入所者のベッド確保のための利用稼働率の低下

入所者が長期入院になった場合、3カ月は当該入所者のベッドを確保することが義務付けられているが、現実には長期入院者が退院しても戻る所がなく、3カ月を超えてもやむを得ず、打切ることができなくなっている。

このことが利用稼働率を低くする要因の一つになっているが、病院、家族、施設との連絡を密にして、入院している入所者の状況をよく把握する等の方法により、ベッドを確保する期間等について、なお一層、適時に判断する必要があると思われる。

#### 入所者が退所した場合の新規入所者についての手続の短縮化

入所者が退所した場合、待機者リストのうちから、原則申込み順に入所希望者と面接して入所決定している。入所待機者の待機状況（病院で48.9%、居宅で43.0%（全老福祉協議会調査））を考えると、1日も早く入所できるよう現在の2～3週間を要する手続の簡素化に努めるべきである。

#### 第一特別養護老人ホームの利用稼働率の向上

第一特別養護老人ホームの平成13年度の利用稼働率の低下が、特養施設全体の利用稼働率を低くしている。

多くの入所待機者のためにも自主運営を視野に入れて積極的に経営努力し、効率性の改善に務めるべきである。

### (2) 短期入所生活介護（ショートステイ）

平成12年度・平成13年度の短期入所生活介護の各施設の利用稼働状況は、次表のとおりである。

	第 一		第 二		第 三		計	
	12年度	13年度	12年度	13年度	12年度	13年度	12年度	13年度
入所定員	8名	8名	12名	12名	4名	4名	24名	24名
実施日数	365日	365日	365日	365日	365日	365日	1,095日	1,095日
延利用定員	2,920	2,920	4,380	4,380	1,460	1,460	8,760	8,760

延利用人数	2,579	3,074	3,378	3,573	1,697	1,414	7,654	8,061
1日当たり利用者	7	8	9	10	5	4	21	22
稼働率	88.32%	105.27%	77.12%	81.58%	116.23%	96.85%	87.37%	92.02%
介護報酬(千円)	28,507	38,538	41,092	45,912	19,444	18,439	89,043	102,889
1人1日当たり報酬(円)	11,053	12,536	12,164	12,849	11,457	13,040	11,633	12,763

このショートステイは家庭で介護する方が疾病や冠婚葬祭・疲労等の理由によって、一時的に介護できない状況にあるとき、施設で介護する制度であり、要介護認定で要支援、要介護の認定を受けた方が利用できるものである。

特別養護老人ホームの特養床の空ベッドを利用しているため、平成12年度のショートステイの全国平均利用稼働率45.7%(全国社会老人福祉施設協議会の第3回指定介護老人福祉施設等現況調査結果)を大幅に上回る高い利用稼働率になっている。特養床の空きベッドの利用方法の一つと言えよう。

### (3) 通所サービスセンター

平成12年度・平成13年度の通所サービスセンターの各施設の稼働状況は次のとおりである。

	南千住西部		南千住東部		荒川西部		計	
	12年度	13年度	12年度	13年度	12年度	13年度	12年度	13年度
利用定員	28名	28名	28名	28名	28名	28名	84名	84名
実施日数	245日	245日	245日	245日	245日	245日	735日	735日
延利用定員	6,860	6,860	6,860	6,860	6,860	6,860	20,580	20,580
延利用人数	5,407	6,054	4,356	4,700	5,944	6,342	15,707	17,096
1日当たり利用者	22	25	18	19	24	26	64	70
稼働率	78.82%	88.25%	63.50%	68.51%	86.65%	92.45%	76.32%	83.07%
介護報酬(千円)	37,532	45,968	51,550	49,352	57,141	69,784	146,223	165,104
1人当たり報酬(円)	6,941	7,592	11,834	10,500	9,613	11,003	9,309	9,657

全国の通所サービスセンターの利用稼働率は平成12年度で65.4%、平成13年で65.8%となっており、3施設とも全国平均を上回っている(全老福祉施設協議会調査)。

通所サービスセンターは「自立支援」を目的として、平成13年度は、月曜日から金曜日までの週5日間、1日当たり4~6時間のサービスの提供が行われている。

現在の「4~6時間」から「6~8時間」に時間を延長し、また、土曜日に営業を行うことにより、その特徴を生かしたサービスを提供することができ、利用稼働率の向上とともに、入浴、食事、送迎、機能訓練等の加算報酬の獲得による収入増加につながる。自主運営に向けて今後の検討課題といえる。

## 7 人件費における各施設の状況について

各施設における人件費支出に関する施設利用者、利用可能人員、年度末の雇用形態別（常勤、非常勤）の人員等の報告情報をもとに分析数値をまとめると、次表のようになる。

なお、以下の分析結果は、各施設のサービスの質、集計された人件費の詳細な内容、就労者の経験や就労時間などを加味しているものではなく、したがって、この分析数値のみをもって各施設の総合的な優劣の判定をすることを目的とするものではない。

ただし、各施設の運営における課題、また、区の各施設に対する要望や運営における懸案事項の改善に関する話し合いを行う際の目安として、理解することは可能なものと考えられる。

### (1) 特別養護老人ホーム

平成12年度施設名		人件費	利用者	利用可能人員	利用率	利用者一人当たり人件費(円)	利用可能者一人当たり人件費(円)	年度末就労者	就労者構成比	就労者一人当たり担当人員
第一特別養護老人ホーム	常勤	290,049,987						46	65.71%	
	非常勤	55,795,177						24	34.29%	
	計	345,845,164	37,314	39,420	94.66%	9,268. <sup>51</sup>	8,773. <sup>34</sup>	70		533. <sup>1</sup>
第二特別養護老人ホーム	常勤	145,680,092						27	61.36%	
	非常勤	33,267,229						17	38.64%	
	計	178,947,321	20,704	22,630	91.49%	8,643. <sup>13</sup>	7,907. <sup>53</sup>	44		470. <sup>5</sup>
第三特別養護老人ホーム	常勤	163,778,233						29	67.44%	
	非常勤	22,311,219						14	32.56%	
	計	186,089,452	18,611	19,710	94.42%	9,998. <sup>90</sup>	9,441. <sup>37</sup>	43		432. <sup>8</sup>

平成13年度施設名		人件費	利用者	利用可能人員	利用率	利用者一人当たり人件費(円)	利用可能者一人当たり人件費(円)	年度末就労者	就労者構成比	就労者一人当たり担当人員
第一特別養護老人ホーム	常勤	286,308,537						46	61.33%	
	非常勤	56,961,520						29	38.67%	
	計	343,270,057	34,847	39,420	88.40%	9,850. <sup>78</sup>	8,708. <sup>02</sup>	75		464. <sup>6</sup>
第二特別養護老人ホーム	常勤	143,193,165						26	55.32%	
	非常勤	29,332,892						21	44.68%	
	計	172,526,057	20,563	22,630	90.87%	8,390. <sup>12</sup>	7,623. <sup>78</sup>	47		437. <sup>5</sup>
第三特別養護老人ホーム	常勤	151,257,081						28	71.79%	
	非常勤	26,479,285						11	28.21%	
	計	177,736,366	18,980	19,710	96.30%	9,364. <sup>40</sup>	9,017. <sup>57</sup>	39		486. <sup>7</sup>

データ 出所；

人 件 費：荒川区より提供された特別養護老人ホーム支出内訳中の事務費・人件費及び短期入所生活介護・人件費の合計額

利 用 者：荒川区より提供された介護施設利用率一覧表の「介護老人福祉施設延利用人員」＋「ショートステイ延利用人員」

利用可能人員：荒川区より提供された介護施設利用率一覧表の「介護老人福祉施設延利用定員」＋「ショートステイ延利用定員」

年度末就労者：各施設に直接問い合わせた回答を基にしている。

第一特別養護老人ホームの平成 13 年度の利用率は、平成 12 年度に比し 6.26 ポイント減と大幅に低下しており、これによって利用者一人当たりの人件費は 9,850 円と 3 施設の中で一番の高額となっている。一方、就労者一人当たりで受け持つ介護対象者(利用者÷年度末就労者)は平成 13 年度こそ利用率の低下が原因で少なくなっているが、平成 12 年度は唯一 500 人を超過している。

一つの要因としては、第一特別養護老人ホームのみが定員 100 名であり、他の 2 施設においては定員が 50 名である等、他の施設の状況と異なることも考えられる。

第二特別養護老人ホームは利用者一人当たりの人件費が 3 施設の中で一番少なくなっており、数値的には効率化が進んでいるものと考えられる。

ただし、その利用率は 90%を超えてはいるものの、第一特別養護老人ホームの平成 13 年度を除き、他の施設、例えば第三特別養護老人ホームの平成 13 年度の利用率 96.30%に比べ 5 ポイント近く下回っている。

この点については、同所はショートステイの定員が他施設に比べて多くなっているため、これらの活用をいかに図るかが今後の課題となろう。

第三特別養護老人ホームは利用率が平成 12 年度 94.42%、平成 13 年度 96.30%と 3 施設の中では高い割合で推移している。しかし、就労者の構成比は平成 13 年度末、唯一、常勤割合が 70%を超過しており、また、利用可能人員は 3 施設の中で 3 番目であるのに対して、人件費支出総額は第二特別養護老人ホームより多くなっている。さらに、利用可能者一人当たりの人件費は 3 施設の中で唯一 9,000 円を超過している。

総人件費支出は 3 施設とも、減少額に差はあるものの削減が進んでいると考えられる。

## (2) 通所サービスセンター

平成 12 年度 施設名		人件費	利用者	利用可 能人員	利用率	利用者一人 当たり 人件費(円)	利用可能者 一人当たり 人件費(円)	年度末 就労者	就労者 構成比	就労者一人 当たり 担当人員
南千住西部 在宅高齢者 通所サービスセンター	常勤	43,608,862						6	37.50%	
	非常勤	20,211,113						10	62.50%	
	計	63,819,975	5,407	6,860	78.82%	11,803. <sup>21</sup>	9,303. <sup>20</sup>	16		337. <sup>9</sup>
南千住東部 在宅高齢者 通所サービスセンター	常勤	44,185,599						8	53.33%	
	非常勤	17,824,951						7	46.67%	
	計	62,010,550	6,133	9,310	65.88%	10,110. <sup>97</sup>	6,660. <sup>64</sup>	15		408. <sup>9</sup>



荒川西部 在宅高齢者 通所サービスセンター	常勤	76,377,668						16	69.57%	
	非常勤	3,804,100						7	30.43%	
	計	80,181,768	7,393	9,310	79.41%	10,845. <sup>63</sup>	8,612. <sup>43</sup>	23		321. <sup>4</sup>

平成 13 年度 施設名		人件費	利用者	利用可能人員	利用率	利用者一人 当たり 人件費(円)	利用可能者 一人当たり 人件費(円)	年度末 就労者	就労者 構成比	就労者一人 当たり 担当人員
南千住西部 在宅高齢者 通所サービスセンター	常勤	37,119,777						5	31.25%	
	非常勤	22,429,053						11	68.75%	
	計	59,548,830	6,054	6,860	88.25%	9,836. <sup>28</sup>	8,680. <sup>59</sup>	16		378. <sup>4</sup>
南千住東部 在宅高齢者 通所サービスセンター	常勤	38,601,746						7	46.67%	
	非常勤	16,860,200						8	53.33%	
	計	55,461,946	5,866	9,310	63.01%	9,454. <sup>82</sup>	5,957. <sup>24</sup>	15		391. <sup>1</sup>
荒川西部 在宅高齢者 通所サービスセンター	常勤	55,893,177						10	58.82%	
	非常勤	9,666,855						7	41.18%	
	計	65,560,032	8,408	9,310	90.31%	7,797. <sup>34</sup>	7,041. <sup>89</sup>	17		494. <sup>6</sup>

データ出所：

人 件 費：荒川区より提供された在宅高齢者通所サービスセンター支出内訳中の管理運営費・事務費・人件費及び痴呆デイ事務費・人件費の合計額

利 用 者：荒川区より提供された介護施設利用率一覧表の「通所介護延利用人員」+「痴呆専用通所介護延利用人員」

利用可能人員：荒川区より提供された介護施設利用率一覧表の「通所介護延利用定員」+「痴呆専用通所介護延利用定員」

年度末就労者：各施設に直接問い合わせた回答を基にしている。

南千住西部在宅高齢者通所サービスセンターは、他の 2 つの通所サービスセンターに比べ利用可能人員が小規模であり、施設維持のための固定費の回収に困難が予想されるが、利用率は 78.82%（平成 12 年度）と荒川西部在宅高齢者通所サービスセンターを若干下回っている程度で、3 施設の中でも低いとはいえない。

しかし、就労者数を比較した場合、利用可能人員が多い南千住東部在宅高齢者通所サービスセンターを上回る人員が雇用されており、平成 13 年度の利用者一人当たり、また、利用可能者一人当たりの人件費は 3 施設の中で一番高くなっている状況も示されている。今後、サービスの質を維持しながら採算をいかに向上させるか検討の余地があるものと思われる。

南千住東部在宅高齢者通所サービスセンターは利用者、利用可能人員が南千住西部在宅高齢者通所サービスセンターをいずれも上回っているにも係わらず人件費支出額は南千住西部在宅高齢者通所サービスセンターを下回っており、この点においては各施設の中では効率的な運営がなされているものと推測できる。

しかし、その利用率は他の施設に比べ一番低く、施設の運用を促しつつ利用者増加による稼働率向上に向けての対応をとる必要性が考えられる。

荒川西部在宅高齢者通所サービスセンターの利用可能人員は南千住東部在宅高齢者通所サービスセンターと同程度であるが、利用率が平成13年度においては90%を超過している。また、人件費の支出総額は3施設の中で一番多いものの、利用者一人当たりの人件費は、3施設の中で一番低く抑えられており、7千円台となっている。

ただし、就労者の常勤・非常勤の構成割合は常勤者が5割を超え、固定費としての人件費負担が多いものと考えられ、今後とも、さらなる高水準の利用率を維持し続けなければ現状を保つことは困難な状況になる可能性もあると考えられる。

## 8 歯科サービスについて

荒川区では、南千住西部及び荒川西部の通所サービスセンターの管理運営に関し、社会福祉法人と契約し、歯科サービスを行っている。

管理運営委託契約書第1条(5)に定められた歯科サービスは、別途、荒川区歯科医師会との歯科サービス事業委託契約書で具体的に定められている。

この歯科サービスとは、入所者の歯科に関する検診、相談、指導及び初期治療等軽度の健康診断であり、歯科医1名、歯科衛生士1名が担当している。

平成13年度の歯科サービス利用状況

	南千住西部	荒川西部
診療日時	週1回 2時間	週1回 2時間
利用日数	51日	51日
延利用者数	469人	249人
1日当たり延利用者	9人	5人
医療設備(千円)	5,605	5,973
人件費(千円)	2,393	2,274
傷害保険料(千円)	215	207
その他経費(千円)	50	177
減価償却費(年間)	715	763
総費用(千円)	3,373	3,421
延1人当たりコスト	7,191円	13,738円

減価償却費は定額法で計算

より多くの施設利用者に受診してもらうためには、あらかじめ予約日を特定するなど、効率的な運営を検討すべきである。

## 9 介護実習受入に伴う謝金の処理について

各施設において専門学校等から介護実習のための実習生を受け入れることがあり、その実習受入に対して謝金を受け取ることもある。

この謝金の処理について、3施設の処理が異なっている。第一特養施設においては、特養の収支計算において雑収入に計上（平成13年度459,500円）され、他の収支とともに区への返還対象となっている。第二特養施設においては、ケアプランセンターの雑収入に計上（平成13年度105,000円）されており、ケアプランセンターは特養の運営を委託している社会福祉法人の独立採算部門のため、社会福祉法人の収益として計上されている。さらに、第三特養施設においては、平成13年6月以前は社会福祉法人の収益として計上されており、同年7月以降は、専用の通帳を開設し入金しているため、平成14年3月現在の残高214,983円（監査時平成14年9月20日残高540,503円）がいずれの収支にも計上されず、簿外として処理されている。

区から管理委託されている施設を使用し、また、委託料の範囲に属する業務内においての実習指導が多いものと思われる。区と委託先法人との協議により区へ返還すべきか否かを、また、委託先法人における会計処理を統一する必要がある。

## 10 固定資産の管理に関する改善案について

荒川区の3つの特養施設の固定資産の管理状況については、前述の監査結果で述べたとおりである。

保全物品の管理に関して、開設当初から多量の物品を引渡しており、その物品については物品取扱要領第8条によって受託期間満了後は区に返還することになっている。また、受託期間中に委託料で購入した購入物品についても、上記と同様の規定になっている。

現在の状況で現品との照合も不可能で、各施設とも荒川区の検査の実施も行われていない。そのため、区所有の物品の管理を明確にすべきであり、次の検討を行うべきである。

- (1) 保全物品は数量が多いため、管理を手作業からパソコン等で行う。
- (2) 購入物品の管理も(1)と同様とする他、シールを現在の白色から目立つ色のシールを物品に貼付し、視覚的に現物管理を容易にできるようにする。
- (3) 物品管理要領第10条に、「甲はあらかじめ日時を決めて、物品の管理事務及び使用状況について、検査することができる。この場合においては、乙は、施設管理責

任者にその立ち合をさせるものとする。」と定められている。

区の物品であるにもかかわらず、検査が必ずしも義務付けられていないため、委託先法人の管理もずさんになるものと思われる。

この規定を見直し、定期的検査を行うよう改正し、荒川区の管理責任を明確にすべきである。

## 11 高額施設改修工事についての委託料からの支出について

第一特別養護老人ホームにおいて、平成14年3月にナースコール設備の改修工事(工事総額1,200万円)が実施された。現行では、このような高額施設改修工事については、委託料の範囲内において、区(高齢者保健福祉課)との協議にて同意を得れば委託料より支出することができることになっている。

しかし、通常、区所有の施設についての改修工事であれば、このような案件については、工事ごとに予算要求し、必要があれば予算化し、また、契約においても指名競争入札等を実施するなど、より厳格な対応がなされることとなる。このように、同じような改修工事にも係わらず不統一なケースが生じている。

今回のケースでも、契約時に合見積りの徴取が実施されていない等、問題があると考えられる。

よって、高額施設改修工事等については、通常の委託料とは別に区において予算化するか、または、より厳格な協議を実施する等、改善することが望ましいと考える。

## 12 委託先法人の独自の経費節約努力について

(1) 第一特別養護老人ホームの施設清掃業務の再委託について、区より推薦された業者を対象として指名入札による契約を行っているが、平成13年度において委託先法人の要請により、区の他の入札登録業者の見積額を参考にして従来の業者との契約交渉に臨んだ結果、次のように契約金額を削減することができた。

平成12年度 3,475,500円      平成13年度 3,000,000円

また、第一特養委託先法人において、自家用電気工作物の保守管理業務について法人内における他の施設と同一の保守管理業者に統一した結果、次のように契約金額を削減することができた。

平成12年度 612,000円      平成13年度 409,500円

(2) 第二特別養護老人ホームにおいては、電気・ガスの使用に関し、契約内容を、電

気契約については業務用季節別時間帯別電力へ変更し、また、ガス契約については産業用時間帯別契約へ変更すること等により、次のような節約がなされている。

また、他の2施設においても、節約検討が往査日現在行われていた。

電気料金	平成13年4月より8月までの累計金額	6,229,560円
	平成14年4月より8月までの累計金額	5,250,755円
	差額 節約金額(5ヶ月間)	978,805円
ガス料金	平成13年4月より8月までの累計金額	1,855,346円
	平成14年4月より8月までの累計金額	1,241,761円
	差額 節約金額(5ヶ月間)	613,585円

これらの事例は、委託先法人の独自の知恵による経費の削減の一例ではあるが、より効率的な業務を実施するため、委託先法人へ運営に関するより広範囲な裁量を与えることもひとつの方法であると思われる。また、委託先法人による自主運営という方法も将来的運営形態のひとつの選択肢となりうることを示唆するものである。

### 13 備品等の計画的購入及び有効利用について

第一特養施設内の南千住西部在宅高齢者通所サービスセンターにおいて、平成13年11月に常温配膳車1台(366,780円)を取得したが、その4ヵ月後の平成14年3月にサービス向上等のため、温冷配膳車1台(1,628,550円)を取得している。このため、当初購入した常温配膳車は使用されなくなり、現在、施設の倉庫に保管されているとのことであった。

備品等の購入については、計画性をもって臨む必要があると考えられる。

また、今回の配膳車のような遊休備品の有効利用のために、他施設への転貸利用等の検討も必要と考える。

### 14 エレベーター・ダムウェーター保守点検委託業務について

エレベーター・ダムウェーターについては、3施設ともエレベーター2基、ダムウェーター1基の構成となっている。

これに対して、規模・構造等の違いはあるが、各施設の保守契約金額の比較を行うと次のようになる。

施 設 名	契約金額（平成 13 年度）
第一特別養護老人ホーム	1,209,600 円
第二特別養護老人ホーム	2,268,000 円
第三特別養護老人ホーム	2,217,600 円

各施設を比較すると、第一特別養護老人ホームの保守契約金額が他の 2 施設に比べて低くなっている。

また、第一特別養護老人ホームは、平成 13 年度に保守委託業者を変更し、契約金額を平成 12 年度 1,386,000 円との比較で、176,400 円引き下げている。

第二特別養護老人ホーム、第三特別養護老人ホームはともに同一業者であり、当初設備納入業者である。

安全性や信頼性を考えると、設備の納入業者に保守を依頼すること自体に何ら問題はないと考えられるが、ここ 3 期間で保守契約金額がほとんど変わっておらず、また、規模・構造等の違いはあるが、第一特別養護老人ホームに比較して 2 倍近い保守契約金額でもあり、契約更新時に同業他社の見積り等入手し、契約金額の検討を行うことも有用と考える。

